

社保通信をお届けします。 P1.....検討委員会からのお知らせ、歯科用貴金属材料価格改定について  
P2.....大臼歯用 CAD/CAM 冠用材料(V)の新規導入について  
P3.....日本歯科医師会よりオンライン資格確認についての周知依頼  
※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

## 検討委員会からのお知らせ

- ・同日同部位の歯に対し、う蝕処置と間接歯髄覆罩は算定可。
- 同日同部位の歯に対し、う蝕処置とKP、生PZは算定不可。
- 同日同部位の歯に対し、間接歯髄覆罩とKPは算定可。
- 同日同部位の歯に対し、間接歯髄覆罩と生PZは算定不可。

### 社保委員会のひとこと

上記の算定不可の場合でも、異日であれば算定可です。  
また、う蝕処置と支台築造、支台築造印象は同日に算定できません。

- ・歯リハ2(54点)は、顎関節症を有する患者であって、顎関節治療用装置を装着している患者に対して、療養上の指導または訓練を行い、口腔機能の回復または維持・向上を図った場合に月1回算定する。(施設基準の届け出が必要)  
※顎関節治療用装置の装着(口腔内装置1 1530点、口腔内装置2 830点)、  
修理装着(234点)、調整(220点)と同日の算定可。  
※別の保険医療機関で製作した顎関節治療用装置を装着している場合においても算定可。

## 歯科用貴金属材料価格改定について

- ・令和6年度診療報酬改定が6月1日施行になることに伴い、令和6年1月の随時改定の3月後の令和6年4月に随時改定あり。
- ・令和6年6月1日定時改定後の随時改定については、9月・12月・3月・6月になる。

# 大臼歯用 CAD/CAM 冠用材料（V）の新規導入について

従前からの(Ⅲ)に加えて(V)が12月1日より保険収載されました。

注)(V)を用いたCAD/CAM インレーは算定不可です。

【技術料+保険医療材料料】

【要施設基準】

CAD/CAM 冠用材料	点数
Ⅲ	1550点
(新)V	1815点

現在認可されている材料  
松風ブロック PEEK 6150 円

【算定要件と適応部位】

CAD/CAM 冠用材料	算定要件	適応部位
Ⅲ	上下顎両側の第二大臼歯が全て残存し、左右の咬合支持がある患者に対し、過度な咬合圧が加わらない場合等	<p>変更なし 第一大臼歯</p> <p>(上記以外の大臼歯(歯科用金属の金属アレルギーを有する患者:医科との連携の上、診療情報提供に基づく場合))</p>
(新)V	歯質に対する接着力を向上させるために <u>サンドブラスト処理及びプライマー処理</u> を行い <u>接着性レジンセメント</u> を用いて装着すること	第一、第二、第三大臼歯

CAD/CAM 冠用材料(Ⅲ)及び(V)を大臼歯に使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書(シール等)を保存して管理すること(カルテに貼付する等)

【大臼歯用 CAD/CAM 冠用材料(V)算定例】( )は 50/100 加算

項目	算定例
歯冠形成	生PZ 796 (1194) ※象牙質レジンコーティング算定可 46(69) 失PZ 636 (954)
印象採得(連 imp)	64 (96)
咬合採得	18(27)
CAD/CAM冠(V)	1815
装着料	45(68) 内面処理加算1+45(+68) <u>(アルミナサンドブラスト処理及びプライマー処理(必須))</u> 補管100
装着材料	<u>I レジン系</u> 17(必須)

## 社保委員会のひとこと

大臼歯用 CAD/CAM 冠用材料(V)に限っては、隣在歯および対合歯の関係にかかわらず、すべての大臼歯において使用可能です。現在、在庫が不足しておりますので、在庫状況を技工所、歯科材料店に確認してから算定するようにしてください。

## オンライン資格確認等システムの運用開始日の入力をお願い

本年4月1日からオンライン資格確認の導入が原則義務化されたことに伴い、多くの医療機関等にオンライン資格確認を導入いただいたところですが、すでにオンライン資格確認の運用を開始しているにも係わらず、医療機関等向けポータルサイトにおいて運用開始日を入力していない場合が見受けられます。

保険医療機関・薬局は、オンライン資格確認の体制を整備するとともに、患者がマイナンバーカードによる資格確認を希望した場合にはこれに応じることが義務付けられています。また、運用開始日を入力することは、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定要件の一つになっています。運用開始日を入力することで、オンライン資格確認導入施設として厚生労働省のホームページに掲載されます。

運用開始日は、医療機関等向けポータルサイトのフォームから入力することができます。  
(<https://shinsei.iryohokenjyoho-portalsite.jp/pc/enquete/start/>)

最近導入した医療機関等におかれましては、運用開始日の入力を行ったかについてご確認いただきますようお願いいたします。また、導入してから月日が経っている場合であっても、ご入力をされたかについて、今一度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

運用開始日を入力していない医療機関等には社会保険診療報酬支払基金から定期的にメールにてご連絡しています。運用開始日が入力されているかは厚生労働省のホームページ([https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html))から確認することができます。